

令和4年第5回野洲市農業委員会
総会議事録

令和4年5月10日開催

野洲市農業委員会事務局

令和4年第5回野洲市農業委員会総会議事録

令和4年5月10日午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和4年第5回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

1. 出席委員

- 1 番 清水 稔
- 7 番 苗村 善明
- 8 番 辻 清子
- 9 番 東郷 恵子
- 10 番 石塚 健一
- 11 番 森 恒仁
- 12 番 有馬 和夫
- 13 番 安田 健一
- 14 番 市木 和雄
- 15 番 飯田 百合子
- 16 番 白井 嘉嗣
- 17 番 前田 美幸枝
- 18 番 杉江 保彦
- 19 番 岩井 正男
- 20 番 吉川 久和
- 22 番 藤岡 いづみ
- 23 番 田中 靖志
- 25 番 井狩 憲一
- 26 番 武浪 勘治

2. 欠席委員は、下記のとおり。

- 2 番 小森 貴夫、3 番 坂口 茂、4 番 辻川 清太郎、5 番 島村 平治、
6 番 北脇 広美、21 番 青木 徹、24 番 小森 正人

会議に参加したる職員

- | | | |
|-------|--------|-------|
| 農業委員会 | 事務局長 | 川尻 康治 |
| | 主 幹 | 竹中 宏 |
| | 主 任 | 保智 翔太 |
| | 会計年度職員 | 新庄 敏雅 |
| 農林水産課 | 主 任 | 中川 大貴 |
| | 主 任 | 浦谷 亮太 |

議 長 開会挨拶

議 長 本日は総会終了後、農業委員会による最適化活動の推進等の説明を行いますので、総会につきましては、円滑に進められますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの出席委員は19名であります。

欠席は、2番小森 貴夫委員、3番坂口 茂委員、4番辻川 清太郎委員、5番島村 平治委員、6番北脇 広美委員、21番青木 徹委員、24番 小森 正人委員です。

よって、過半数の出席がございますので、本総会は成立いたしました。

ただいまから、令和4年第5回農業委員会総会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。

第19番岩井委員、第22番藤岡委員を指名いたします。

日程第2、会期の決定について、本会期は、本日1日間とさせて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議第13号から議第14号を上程します。

議第13号農地法第4条第1項の規定による申請についてを議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議案書の1ページをご覧ください。

議第13号 農地法第4条第1項の規定による申請についてをご説明いたします。案件は、1件です。

長島●●●●番の現況地目雑種地 36.00㎡の畑について、農業用施設用地として転用するものです。当該土地は、既に農業用パイプハウスが設置され農作用具や肥料等の置場として利用している状態であったため、申請に当たって顛末書を提出していただいています。

位置図は8ページをご覧ください。

また、別紙の添付資料をご覧ください。

当該申請に係る農地法第4条調査結果は記載のとおりで、農地区分では農業振興地域外の農用地であり、集落内であることから第3種農地であります。その他の項目についても記載のとおりです。

議 長 続きまして、意見委員の説明をお願いいたします。

第25番 井狩委員。

井狩委員 事務局の説明どおりですが、申請人の●●●●さんが農業施設として利用されており、本来の姿として利用したく顛末書を付けられたものです。現状は、老朽化しておりますが、よろしく願いいたします。

議 長 続きまして質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。

(挙手なし)

質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第13号の採決に入ります。

お諮りいたします。議第13号について賛成の方は挙手をお願いします。

挙手全員と認めます。

よって議第13号は議案どおりと決定いたしました。

続きまして、議第14号 農用地利用集積計画についてを議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、所有権移転関係の方につきましてはご退席を、貸借関係の方につきましては意見および挙手をされないようにすることで進めます。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局長 議題14号農用地利用集積計画についてをご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、上記の議案を提出するものです。

内容は、別紙明細書のとおりです。先だって議案書と共に郵送いたしました利用権設定の明細書をご覧ください。

最後の行に利用権が設定された集計がございますが、合計11件、34筆、50,286㎡です。

これらは農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる要件に該当していると考え提出するものであります。

議 長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

(挙手なし)

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議第14号について賛成の方は挙手をお願いします。

全員挙手と認めます。

よって議第14号は議案どおりと決定いたしました。

以上で、本日の議事案件は終了いたしました。

続きまして、日程第4報告案件にはいります。

報第8号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について報告します。
事務局の報告を求めます。

事務局長 報告第8号農地法第4条第1項第9号の規定による届出についてご説明をいたします。
案件は1件です。
須原●●●●番の現況地目畑の田1,802.00㎡の内、179.00㎡について、届出人の●●●●氏が、農業用施設用地として利用するために転用されるものです。
当該地につきましては、先の農業委員会で報告されたもので、令和4年3月28日付けで農用地区分についてはオレンジに変更済みです。
位置図は議案書8ページをご覧ください。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
(挙手なし)
質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
続きまして、報第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について報告します。
事務局の報告を求めます。

事務局長 報告第9号農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご説明をいたします。
案件は4件です。
1件目は、小篠原●●●●番、270㎡の田及び●●●●番、17.44㎡の田について、譲渡人の●●●●氏が譲受人の●●●●氏に、使用貸借により自己の住宅用地として転用するものです。位置図は議案書8ページをご覧ください。
2件目から4件目は、すべて譲受人が同じで、土地の所在は、富波●●●●番、128.00㎡の畑地については、譲渡人の●●●●氏から譲受人の●●●●氏に、同じく富波●●●●番、128.00㎡の畑地については、譲渡人の●●●●から譲受人の●●●●氏に、同じく富波●●●●番、79.00㎡の畑地および●●●●番、56.00㎡の畑地については、譲渡人の●●●●氏から譲受人の●●●●人氏に、いずれも自己居住用専用住宅として利用するため転用されるものです。
位置図は議案書8ページをご覧ください。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
質疑はございませんか。
(挙手なし)
質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、報第10号 土地利用協議書について報告します。
事務局の報告を求めます。

事務局長 報告第10号 土地利用協議書についてご説明をいたします。
電気事業者の行う送電用の電気工作物の設置に伴う農地転用の取扱いに則り協議を行ったので報告するものです。
案件は1件です。
土地の所在地につきましては、入町●●●●番の現況地目畑の田1,017.00㎡
の内、1.96㎡ 協議者は、東京都世田谷区●●●●番●●●● 届出理由は、携帯電話基地局建設のためです。
位置図は議案書9ページをご覧ください。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
(挙手なし)
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
続きまして、報第11号農用地利用配分計画について報告します。
事務局の報告を求めます。

事務局長 報第11号農用地利用配分計画についてをご説明いたします。
内容は、議案書と共に郵送いたしました利用配分計画の明細書をご覧ください。
権利を設定されるのは、合計50件、83筆、120,292㎡ です。

議長 説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。
(挙手なし)
ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これをもって、本日の案件は全て終了いたしました。
以上をもちまして、令和4年第5回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 9時48分